

# Chukaiケーブルプラス電話規約

中海テレビ放送の定める「Chukaiケーブルプラス電話」規約です。

KDDI株式会社の定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」と併せてお申し込み前に必ずお読み下さい。

第1条 契約の適用

本規約は、KDDI株式会社（以下「KDDI」という）が規定する「ケーブルプラス電話サービス契約約款」（以下「約款」という）に基づきKDDIより株式会社中海テレビ放送（「当社」という）を介してケーブルプラス電話サービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）と、当社との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

第2条 規約の変更

当社は、加入者に事前の通知を行うことなく本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が本規約を変更する場合には、加入者に対して、変更内容を当社のホームページに掲載する方法等により告知するものとし、掲載日の翌日に加入者は当該掲載内容を了解したものとします。

第3条 ケーブルプラス電話サービスの契約の成立

当社は、当社を通じケーブルプラス電話サービスの申込があったときは、KDDIが受け付けた順序にしたがって申込を承諾します。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはKDDIを通じ、申込を承諾しない事があります。

(1)ケーブルプラス電話接続回線（以下「電話接続回線」という）の設置、又は保守することが技術上困難なとき。

(2)申込をした者が、KDDIが定める約款により当社に譲り渡すこととされたケーブルプラス電話サービスに係る債権（以下「電話サービス料金」という）又は工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。

(3)その他当社の業務遂行上支障があるとき。

第4条 当社が提供する付帯サービス

当社は、第3条の規定に従い契約が成立した場合は、本規約に基づき、加入者がケーブルプラス電話サービスの提供を受けるにあたって必要となる電話接続回線の引込、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部（以下「付帯サービス」という）を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。尚、終端装置にかかる所有権は当社に帰属します。契約が解除された場合、加入者は直ちに終端装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求いたします。

第5条 加入者の履行義務

電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置等を設置する為に必要な場所は、加入者から提供していただきます。

2 機器の設置、撤去、保安等の工事、点検を行う為に、必要があるときは、加入者の承諾を得て加入者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、加入者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉において、責任を負うものとします。

3 加入者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4 加入者は当社が設置した終端装置の移動、取り外し、変更、分解、若しくは損壊、又は線条その他の導体を接続しないこととします。加入者は故意又は過失により終端装置を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、前条で規定する未返却時の損害金を適用し、当社に支払うものとします。

第6条 工事費等

加入者は、契約の申込又は付帯サービスを要する請求をし、その承諾を受けたときには、当社が別表に定める工事費（以下「工事費等」という）の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下「解除等」という）があった場合は、この限りではありません。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

3 加入者は契約の解除に伴い、工事費等を支払うものとします。

第7条 ケーブルプラス電話サービスに係る債権の譲渡等

当社は、加入者に、KDDIが定める約款により当社に譲り渡すこととされたKDDIの債権を譲り受け、当社が請求することを承諾していただきます。この場合、当社及びKDDIは、加入者への個別の通知又は債権譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8条 請求と支払い等

当社は、前条の規定によりKDDIから譲り受けた電話サービス料金、及び工事費等を当社が別途指定する支払期日までに、指定する方法により当社に支払うものとします。支払い方法は原則として自動振替によるものとします。

2 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、加入者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、加入者の負担とします。

3 加入者は、電話サービス料金又は工事費等について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第9条 ケーブルプラス電話サービスの解約

加入者は、当社を通じサービス契約を解除しようとする場合、解除を希望する10日以上前に当社に文書で申し出るものとします。

第10条 ケーブルプラス電話サービスの契約の解除

当社は、次の場合には、KDDIを通じ、その利用契約を解除することがあります。

(1)加入者が電話サービス料金又は工事費等その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。

(2)契約の申込に当たって、加入者が事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3)当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又は線条その他の導体を接続したとき。

(4)電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で電話サービス継続ができないとき。

(5)本規約又はKDDIが定める約款に加入者が違反した又は違反する恐れがあるとき。

(6)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

尚、加入者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

第11条 ケーブルプラス電話の利用の停止

加入者が電話サービス料金又はその他の債務を2ヶ月以上、また加入金又は工事費等を1ヶ月以上滞納した場合、当該加入者に催告の上サービスを停止し、あるいはその利用契約を解除することができるものとします。

第12条 個人情報の保護

当社は、加入者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報（以下「個人情報」といいます）を第三者に提供しません。但し次の場合を除きます。

(1)当社サービスを提供する上で必要となる場合。

(2)当社サービスの向上を目的とした調査を行う場合。

(3)調査の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合。

(4)加入者の同意を得た上で個人情報を開示または提供する場合。

(5)当社サービス料金等の収納を委託するものに対して収納に必要な情報を提供する場合。

(6)法令等の規定により提供が認められている場合、または法令上照会権限を有するものから照会を受けた場合。

2 当社は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

第13条 債権の保全

当社が第6条（工事費等）の債権及び第7条（ケーブルプラス電話に係る債権の譲渡等）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、加入者の住所及び氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第14条 債権回収代行会社等への回収業務の委託

加入者が料金、工事費その他の債務について支払を怠った場合は、当社が債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを加入者は予め承諾するものとします。

第15条 損害賠償の特約及び免責事項

当社が第11条（ケーブルプラス電話の利用の停止）の規定により、KDDIに通知、要請したことにより「ケーブルプラス電話サービス」の利用が停止されたこと、またはその停止の事実が解消されなかったことから約款の規定によりサービス契約が解除されたことよって、加入者が被害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2 加入者が「ケーブルプラス電話サービス」により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用によって解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

3 加入者が「ケーブルプラス電話サービス」の利用により、当社に損害を与えた場合には、当社は当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うものとします。

第16条 領収書の省略

当社は、電話サービス料金又は工事費等の自動振替による支払いについては、原則として加入者への領収書は発行しないものとします。

第17条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社及び加入者は、本規約の趣旨に従い誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

第18条 紛争の処理

ケーブルプラス電話サービスについて、当社と加入者との間に紛争が生じた場合、当社本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

附則 この規約は平成19年11月1日より施行します。

別表

【工事費】

区分	対象者	工事内容	単位	建物携帯	
				戸建住宅	集合住宅
本サービスの利用開始	CATV加入者	追加工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	CATV加入者	新規工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの利用開始	ケーブルプラス電話加入者	撤去工事	1ケーブルプラス電話接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額